

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 26 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋排風機(B)において、入口弁開閉制御用空気シリンダーに空気漏れが認められたため、当該シリンダーを補修。	D	
2	1号機	燃料プール冷却浄化系補給水ポンプテストバイパスラインドレン弁において、弁棒に変形が認められたため、対応検討。	D	
3	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM 40-09D)の点検時、検出器不良(特性不良)認められたため、対応検討。	D	
4	3号機	主復水器連続洗浄装置現場制御盤点検時、盤内外部に塗装の剥離及び錆が認められたため、当該部を補修。	D	
5	3号機	主復水器連続洗浄装置貝ボール分離装置制御盤点検時、盤外部通風口部に錆が認められたため、当該部を補修。	D	
6	3号機	主復水器連続洗浄装置プースターポンプ(C1,C2)圧力検出配管点検時、腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
7	3号機	主復水器連続洗浄装置プースターポンプ(B1,B2)点検時、ポンプケースに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
8	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A1,A2,B1,B2,C2)点検時、ポンプケースに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
9	3号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(B)吐出圧力計点検時、検出配管につまりが認められたため、当該配管を点検清掃。	D	
10	3号機	原子炉再循環系校正用ジェットポンプ(#5)流量計点検時、検出ライン計器入口部(マニホールド)にシートリークが認められたため、当該部を交換。	D	
11	3号機	タービン建屋排気ファン(B)用電動機点検時、回転子バーに緩みが認められたため、当該緩み箇所を補修。	D	
12	3号機	タービン建屋地下2階で物品移動時、掲示板(各エリアの線量率記載)に接触し掲示板を破損(ひび)させたため、当該掲示板を交換。	D	
13	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)点検時、伝熱管に減肉(17本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
14	3号機	残留熱除去系ポンプ用電動機(B)吊り上げ作業時、電動駆動チェンブロック(A)動作不良(ブレーキ滑り)が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	主発電機密封油真空ポンプ(A)用電動機点検時、軸受け嵌め合い寸法に基準値外れが認められたため、当該軸受け部を補修。	D	
16	3号機	タービン建屋弁グランド部漏えい水処理系排風機用電動機点検時、軸受け嵌め合い寸法に基準値外れが認められたため、当該軸受け部を補修。	D	
17	3号機	制御棒駆動系駆動水ポンプ(B)用電動機点検時、カップリングボルトのゴムに亀裂が認められたため、当該ゴムを交換。	D	
18	3号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ(B)点検時、吸込及び吐出配管フランジボルトにカジリが認められたため、当該ボルト及びナットを交換。	D	
19	3号機	第1給水加熱器(A)点検時、外部マンホール締め付けナットにカジリによる固着が認められたため、当該ボルト及びナットを交換。	D	
20	3号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器建屋電気品室非常用吸気冷却コイル入口弁(A, B)点検時、弁押さえ及び弁体の外れが確認されたため、当該弁を補修。	A	H22.1.28再審議にて グレード変更 「D→A」
21	3号機	残留熱除去系ポンプ(B)点検において、交換部品(メカニカルシール)の手配漏れが認められたため、対応検討。	C	
22	3号機	復水ろ過装置(F)出口流量調整弁において、弁駆動部より空気の漏えいが認められたため、当該駆動部を点検補修。	D	
23	4号機	原子炉再循環ポンプ(A)下部シールキャビティ圧力計において、指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該計器を点検調整。	D	
24	3.4号廃棄物 処理装置	焼却設備焼却灰取出装置に設置される電磁弁(8台)交換時、配管継ぎ手部より空気漏れが認められたため、当該配管を交換。	D	
25	サイトバンカ	サイトバンカ建屋プラットフォームハロゲン投光器において、配線断線が認められたため、当該投光器を交換。	D	
26	その他	一次水処理設備ろ過水タンク(No.1)周辺配管肉厚調査において、微小穴からの漏えいが認められたため、当該配管を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802